

平成24年度第1回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成24年4月20日（金） 午後2時

召集場所 新川体育館 大会議室

開 会 平成24年4月20日（金） 午後2時

出席委員 17名

- | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|
| 1. 渡辺秋郷 | 2. 大橋 浩 | 3. 石田紀興 | 4. 早川勝義 |
| 5. 浅井尊弘 | 6. 安田武雄 | 7. 瀬尾久善 | 8. 浅野佳伸 |
| 9. 成瀬恒雄 | 11. 日下部錠一 | 12. 石黒鉦俊 | 13. 川崎良一 |
| 15. 小崎崇徳 | 16. 星野國雄 | 17. 加藤頌茲 | 18. 星野 満 |
| 19. 櫻井紀彦 | | | |

欠席委員 2名

本会議に職務のために出席した者の氏名

市民環境部長 時田栄一

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・山田悠二・山口勝敏・寺前俊孝

- 議事日程
1. 開会のことば
 2. 農地転用等について
 3. その他

事務局 只今より平成24年度第1回清須市農業委員会を開催させていただきます。
最初に会長より開会のことばをお願いします。

会 長 こんにちは。

満開だった桜も散り始め、陽気もよくなってきましたが、まだまだ朝と夕の気温差があります。委員各位には、体調管理に十分注意していただきたいと思えます。

さて、本日は、平成24年度の最初の農業委員会となります。今年度も委員の皆さんのご協力をいただきますようお願いいたします。

では、改めまして只今から、平成24年度第1回清須市農業委員会を開催いたします。

会 長 本日の出席議員は17名で、10番 三宅 正恭 委員、14番 小崎 進 委員から欠席との連絡が入っております。定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、8番 浅野 佳伸 委員と17番 加藤 頌茲委員をお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

「異議なし。」の声あり。

会 長 ありがとうございます。それでは、本日の議事日程（2）農地転用等について進みます。

会 長 【議案第1号】

- ・農地法第5条による許可申請について・・・・・・・・・・2件
- 【報告第1号】
- ・農地法第4条による届出申請について・・・・・・・・・・2件
- 【報告第2号】
- ・農地法第5条による届出申請について・・・・・・・・・・17件
- 【報告第3号】
- ・農地法第5条目的による適格者証明について・・・・・・1件
- 【報告第4号】
- ・農地法第18条第6項の規定による届出について・・2件
- 【報告第5号】
- ・農地改良届出書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- 【報告第6号】
- ・清須市農業委員会「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」
策定について
となっています。
最初に、議案第1号を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、会長。議案第1号番号4について説明します。

申請地は、春日●●●●●番●、地目は登記「田」、現況は「畑」となっており面積は、282㎡ 使用貸し人 ●●●● 使用借り人 ●●●●●とした使用貸借権設定による分家住宅建築のための農地転用となっています。

申請地は、市街化調整区域であります。使用借り人 ●●●●さんは、現在、清須市春日地区内の賃貸アパートで夫、子ども一人と生活していますが、子どもの成長とともに手狭になってきたため、住宅の建築を検討していましたが、夫婦に所有する土地は無かったため、親に相談したところ、使用貸し人となる●●●●様の土地に建築することをすすめられたため、今回の申請となっています。

また、申請地は、もともと春日●●●●●番と一筆でありましたが、448㎡と大きかったため、今回の住宅建築に必要な分だけ分筆し、残りは現況の「田」として利用するものです。

申請地は、春日落合、春日東出、春日振形が一団となる市街化区域の街区であり、そこに近接する場所であり、清須市役所春日支所を中心に半径500mの円で囲んだ際に宅地割合が40%を超える区域内的の農地であるため、立地基準を判断すると国、県の示す運用通知より農地法第5条第2項第1号口の(2) オー(ア) - a - bに該当し、施行令第21条、第13条に関する転用基準より農地区分は第2種と判断できる。

また、農地の利用集積、土地改良施設の機能にも支障はないことや他に代替地もなく許可基準も満たすため農地転用は原則許可できるとなるため、今回の申請となりました。

なお、担当委員であります、小崎 進委員からは、欠席届の連絡の際、現地確認後の報告として、特に問題なしとの連絡を受けていますので、ご報告させていただきます。

会長

事務局の説明が終わりました。ご質問はありませんか。

渡辺委員

あとで、申請者を変更しての出し直しにはならないか。

事務局 ありません。調整区域は、基本的に使用する方のために許可するものであるため、基本的にはありません。

会長 そのほかに、何かありますか。

【異議なし】の声

会長 特にないようでしたら、この案件について原案のとおり農業委員会として承認することとします。

続いての案件の説明に入らせていただきます。

報告第1号 農地法第4条について説明します。

読み上げていきますので地元の委員さん何かありましたらよろしく願いします。

番号41 朝日●●●●番、登記は畑、現況は雑種地 始末書の提出があります、面積185㎡、転用目的は露天駐車場です。

浅野委員 特にありません。

会長 番号1番 西枇杷島町●●●●●●●●●●、登記は田、現況は畑、面積489㎡、転用目的は共同住宅の建築となっています。

渡辺委員 特にありません。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

質問等がなければ、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

【異議なし】の声

会長 ありがとうございます。続いて、報告第2号について説明します。

読み上げていきますので地元の委員さん何かありましたらよろしく願いします。

番号176 清洲●●●●●●●●●●、登記は田、現況は公衆用道路、面積40㎡、所有権移転による公衆用道路への転用です。

加藤委員 この他の筆で届出はないのか。

事務局 すでに、道路であったところを現況に合わせるための案件です。他にはありません。

会長 ほかに、ありませんか。

続いて番号177から184は開発に関する同一の案件であります。

農地所在地は、一場●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●の計14筆における所有権移転による露天駐車場への転用です。

地元委員さん何かありますか。

日下部委員 特にありません。

会 長 ありがとうございます。
続きまして番号185 清洲●●●●●●●●●●、登記は田、現況 畑、面積330㎡、所有権移転による分譲住宅建築の転用となっています。

瀬尾委員 問題ありません。

会 長 続いて番号186 春日●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、面積142㎡、所有権移転による一般個人住宅建築の転用となっています。

小崎委員 別に問題ありません。

会 長 続きまして番号187 助七●●●●●●●●●●、登記は田、現況 雑種地 始末書の提出があります、面積128㎡、所有権移転による一般個人住宅建築の転用となっています。

ここは、私の管轄であります、特に問題はありません。
番号188 清洲●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、面積274㎡、所有権移転による資材置き場の転用となっています。

瀬尾委員 別に問題ありません。

番号189 西枇杷島町●●●●●●●●●●、登記は田、現況は駐車場 始末書の提出があります、面積383㎡、所有権移転による分譲住宅建築の転用となっています

渡辺委員 別に問題ありません。

会 長 番号1 清洲●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、面積39㎡、所有権移転による露天駐車場への転用となっています。

瀬尾委員 別に問題ありません。

会 長 番号2 春日●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、計4筆、登記現況とも畑、面積は合計294.99㎡、所有権移転による一般個人住宅建築の転用となっています。

小崎委員 別に問題ありません。

会 長 番号3 西枇杷島町●●●●●●●●●●、登記は田、現況 宅地、始末書の地出があります、面積277㎡、使用貸借の設定による一般個人住宅建築の転用です。

渡辺委員 別に問題ありません。

以上の中で何か問題ありますか。

【異議なし】の声

会 長 ありがとうございます。
問題がなければ次の報告第3号に入ります。
事務局に説明をお願いします。

事 務 局 はい。会長。この案件は、名古屋地方裁判所の競売物件に参加するための買受適格者の証明です。
この土地は、市街化区域内農地ですので、不動産業者等が競売に参加して落札した場合、農地以外のものへ転用する場合、転用届出を農業委員会に提出する必要があります。その際、落札し、農地以外の使用を目的として転用届出を提出した場合、「受付するという事を証明してほしい」とした内容の証明願いです。
場所は、市街化区域内、一場●●●●●番●、登記現況とも畑、面積は46㎡となっています。本件は、市街化区域内農地であるため、4月16日付けで証明書を発行しています。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。地元の委員さん何かありませんか。
なければ、この案件について、適格者としてすることとしてよろしゅうございますか。

【異議なし】の声

会 長 ありがとうございます。
では、この案件について証明書を発行することといたします。
続きまして報告第4号農地法第18条について読み上げます。
番号6 春日●●●●●●●●、登記現況とも田、面積534㎡について平成24年3月20日付けの合意解約です。
番号1 清洲●●●●●●●●、●●●●●●●●、●●●●●●●●の計3筆、面積446㎡について平成24年4月5日付けの合意解約です。
以上、報告いたします。
続きまして報告第5号農地改良届出書についてに入ります。
番号14 春日●●●●●●●● 地目田から畑、面積534㎡
番号1 阿原●●●●●●●●、地目田から畑、面積186㎡、
以上、2件の報告をいたします。

会 長 何かご意見等ありますか。

【異議なし】の声

会 長 質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

会 長 続きますして報告第6号について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 事前に送付いたしました「報告第6号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。

この資料につきましては、昨年度第11回の農業委員会の時に議案として提出し、審議いただき、その後、清須市のHPに掲載し、意見徴収を平成24年3月27日まで実施した結果を反映した、清須市農業委員会の平成24年度における活動計画となっています。

それでは、「Ⅰ 法令事務」から「Ⅱ 促進等事務 3 違反転用への適正な対応」について説明させていただきます。

この様式については、国、県から提示されている様式であり、ここに掲げている事項について「1 現状及び課題」「2 平成24年度の目標案及び活動計画案」、今回募集をした「3 地域農業者からの意見等」それを受けての「4 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画」となります。

全項目について、意見徴収をいたしました。意見等は当初計画をした「2 平成24年度の目標案及び活動計画案」が「4 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画」となりますので、送付させていただきました資料となります。

そのため、「Ⅰ 法令事務」につきましては、遊休農地の解消面積を2ha、パトロールの実施時期は8月から9月として、結果を10月までにまとめることとします。また、その後、遊休農地については、指導書を送付することとします。

続いて、「Ⅱ 促進等事務 1 認定農業者等の担い手の育成及び確保」については、現状の認定農業者12経営体を確保しつつ、更新を迎える認定農業者を支援していくこととします。

「Ⅱ 促進等事務 2 担い手への農地の利用集積」は、意欲ある農家をはじめオペレーターや新規就農者に対して1haの集積を行うこととします。

「Ⅱ 促進等事務 3 違反転用への適正な対応」についても、早期発見・早期解消を軸として、各委員の方の担当地区の巡回、農地パトロールの実施により適切に対応していくこととします。

この活動計画については、今後、来月、報告する点検・評価とともに愛知県に清須市農業委員会の活動計画として報告しますのでよろしくお願い致します。

以上で終わります。

会 長 それでは、(3)その他についてに移ります。事務局何かありますか。

事 務 局 はい、会長。その他としまして事務局から連絡申し上げます。

来月の5月1日になりますが、既に開催案内について送付させていただいていますが、生産調整に関する会議が実施されますので、ご多忙とは存じますが予定いただきますようお願い致します。

以上です。

会 長 はい、どうもご苦労様でした。

他に、何かご意見等がありますか。

なければ、次回の開催について確認します。

平成24年5月21日、月曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎 3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で、平成24年度第1回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後3時30分—

会 長 _____

8 番委員 _____

17 番委員 _____